

認定介護福祉士認定規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、認定介護福祉士認証・認定機構（以下、「機構」という。）規則第3条第1項第1号の規定に基づく事業を行うため、認定介護福祉士の認定に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 認定介護福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に定める心身の状況に応じた介護等を行う者であって、居住・施設系サービスを問わず、多様な利用者・生活環境、サービス提供形態等に対応して、より質の高い介護実践を前提とした介護サービスマネジメント、介護と医療の連携強化、地域包括ケア等に対応するための考え方や知識、技術、実践力等を認定介護福祉士研修で修得した者をいい、次の各号に掲げる役割を果たす。

- (1) 介護職の小チームのリーダーに対する教育指導、介護サービスマネジメントを行い、介護職チームのサービスの質を向上させる役割
- (2) 地域包括ケアを推進するため、介護サービス提供において他職種（医師、看護師、リハビリテーション職等）との連携・協働を図る役割
- (3) 地域における、施設・事業所、ボランティア、家族介護者、介護福祉士等の介護力を引き出し、地域の介護力の向上を図る役割

第2章 認定部会

(認定介護福祉士認定部会)

第3条 認定介護福祉士の認定に関する事項の審議を行うために、認定介護福祉士認証・認定機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）に認定介護福祉士認定部会（以下「認定部会」という。）を置く。

第4条 認定部会の部会員及び運営については、別に定める。

第3章 認定介護福祉士の認定等

第1節 申請要件

(認定申請の要件)

第5条 認定介護福祉士の認定審査を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、

次の各号に掲げる項目をすべて満たしていなければならない。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法に定める介護福祉士資格を有すること
- (2) 認定介護福祉士研修として認証された研修を修了していること

(認定の欠格事由)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定介護福祉士の認定をしない。

- (1) 第16条第1号の取消を受けた者
- (2) 第16条第2号又は第3号の取消しをされた日から起算して2年を経過していない者

第2節 審査及び認定

(認定申請)

第7条 申請者は、機構に対し、機構が指定する申請書類を提出するとともに、公益社団法人日本介護福祉士会（以下「本会」という。）に対し、運営委員会が定める審査料を支払わなければならない。

(審査)

第8条 審査は、認定部会が、毎年1回、書類審査によって行う。

- 2 認定部会は、申請書類を審査のうえ、認定に関する総括報告書を作成し、運営委員会に報告する。

(認定)

第9条 運営委員会は、前条の報告に基づいて協議し、本会常任理事会に対し、その結果を通知する。

- 2 本会常任理事会は、前項の通知に基づいて協議し、認定の可否を決定する。
- 3 本会会長は、機構長と連名で、申請者に対し、前項の結果を通知する。
- 4 本会会長は、第2項により認定を可とした申請者に対し、本会会長及び機構長の連名で、認定証を発行する。

(名簿の登録と公表)

第10条 認定介護福祉士となることができる者が認定介護福祉士になるには、本会に名簿登録をしなければならない。

- 2 本会は、前条の認定審査結果において認定介護福祉士となることができる者の申請を受け、認定介護福祉士名簿に登録する。
- 3 前項の登録をした者の氏名等の公表については、認定介護福祉士認定規則施行細則による。

(認定の有効期間)

第 11 条 認定介護福祉士の認定有効期間は、認定介護福祉士名簿登録後 5 年を経過した直後の 3 月末日までとする。ただし、当該日までの間に、産前産後休業、育児休業及び介護休業のほか、本人又は家族の病気等のやむを得ない事情による長期休業があった場合は、当該休業の期間は、認定有効期間（5 年）に算入しないこととする。

2 前項にかかわらず、第 16 条の規定により認定介護福祉士がその認定を取り消されたときは、認定介護福祉士の認定有効期間は、当該取消しの日をもって終了する。

第 3 節 認定の更新

(更新)

第 12 条 認定介護福祉士の認定は、5 年ごとに更新するものとする。

(更新申請の要件)

第 13 条 認定介護福祉士の認定の更新を申請する者（以下、「更新申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項をすべて満たさなければならない。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法に定める介護福祉士資格を有すること
- (2) 認定介護福祉士であること
- (3) 認定後に一定の実務経験等があること
- (4) 機構の定める認定介護福祉士更新研修を修了していること
- (5) 認定後に現任研修若しくは介護福祉に関する研修における講師等、又は介護福祉士に関する学会等での発表等の実施歴が一定以上あること

(準用)

第 14 条 第 5 条から第 11 条の規定は、認定介護福祉士の更新について準用する。

第 4 節 認定の取消等

(効力の停止)

第 15 条 認定介護福祉士が第 12 条の更新をしないときは、当該認定介護福祉士の認定は、その効力を停止する。

2 認定介護福祉士は、認定部会の審査を経て、認定介護福祉士の認定の効力を停止することができる。なお、第 12 条に定める期間内については、認定部会の審査を経ていつでも効力の停止の解除をすることができる。

(認定の取消)

第 16 条 次の各号に掲げる事由がある場合は、機構長は、認定部会と運営委員会の審議を経て、認定介護福祉士の認定を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法に定める介護福祉士資格を喪ったとき
- (2) 認定介護福祉士の認定申請において虚偽の申請があったとき
- (3) 認定介護福祉士としてふさわしくない行為があったとき

第5節 再認定

(再認定)

第17条 第16条の規定に基づき認定を取り消された後に再び認定介護福祉士の認定を申請しようとする者の審査及び認定については、第5条から第11条までの規定を準用する。

第4章 不服申立

(不服申立)

第18条 認定介護福祉士の認定の取消がなされたときは、当該介護福祉士は、取消の日から60日以内に不服申立をすることができる。

(審査手続き)

第19条 不服申立審査手続については、認定介護福祉士認定規則施行細則による。

第5章 個人情報保護

(個人情報保護)

第20条 機構は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に管理しなければならない。

第6章 補則

(改廃)

第21条 この規則の改廃は、運営委員会の決議により行うものとする。

(委任)

第22条 この規則に定めるものの他、認定介護福祉士の認定の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、令和4年2月25日から施行する。